

答申保第64号
令和3年7月14日
(諮問保第83号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報について、開示請求を却下とした実施機関の判断は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、令和2年2月14日付けで「私の亡父〇〇が、介護老人保健施設（鹿児島市〇〇所在の〇〇）に入所中（平成〇年〇月〇日～同年〇月〇日）に受けた傷害被害の件で、平成〇年〇月〇日から〇年間の間、私が〇〇署において申告した被害内容及び供述した内容一切」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和2年5月18日付け鹿捜一第128号で、保有個人情報一部却下決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和2年8月12日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、「審査請求人が供述した供述調書」及び「電話受発書（平成〇年〇月〇日付）」を開示することを実施機関に対し、命ずるとの裁決を求めるといものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 条例第40条第2項には「この章の規定は、法令の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第4章の規定を適用しないこととされている保有個人情報については、適用しない」とあるところ、行政機関個人情報保護法第4章の第14条第5号には、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示情報とする旨の規定があり、処分庁はこの規定を念頭に置いて本件情報開示請求を却下したものであると思われるが、対象保有個人情報は、審査請求人本人が述べた内容であるので、それらを開示することに何ら支障がなく、また、捜査等に影響することにもならないことから、開示を求める。

イ 実施機関は刑事訴訟法（昭和32年法律第131号）第47条及び第53条の2第2項を前提に判断を行っているが、本件は誰かが逮捕されたり、その後起訴されて裁判になったわけではない、いわばお蔵入りの事件であることから、刑事訴訟法第47条及び第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報には該当しないというべきである。

ウ 刑事訴訟法第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」には、「被疑事件又は刑事被告事件の公判に提出されなかった書類並びに公訴時効が成立した書類も含む」との実施機関の解釈は誤りである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された諮問書、弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 対象保有個人情報

「供述調書（供述人 ○○）」及び「電話受発書（平成○年○月○日付け、受信者 ○○）」

(2) 却下の理由

ア 審査請求人が開示請求している情報は、刑事訴訟法第47条及び第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報に該当するため、条例第40条第2項に基づき、却下決定を行ったものである。

イ 刑事訴訟法第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」とは、訴訟書類の非公開について規定している刑事訴訟法第47条にある「訴訟に関する書類」と同様、被疑事件又は刑事被告事件に関して作成又は取得された文書一般をいい、不起訴処分になった被疑事件に関する書類及び刑事被告事件の公判に提出されなかった書類並びに公訴時効が成立した書類も含むものと解される。

ウ 今般の書類については、審査請求人の亡父に関する傷害被疑事件に関して作成された文書であり、既に公訴時効が成立しているが、刑事訴訟法第47条及び同法第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」に該当することから、条例第40条第2項に規定する「適用除外」に該当すると判断したものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和2年9月11日	諮問を受けた。
11月27日	諮問実施機関から弁明書及び反論書の写しを受理した。
令和3年1月29日	諮問の審議を行った。(事務局による事案の説明)
3月24日	諮問の審議を行った。(諮問実施機関から処分理由等を聴取)
4月8日	審査請求人から口頭意見陳述申出書を受理した。
4月28日	口頭意見陳述を行った。
5月27日	諮問の審議を行った。
6月29日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

実施機関は、上記3(2)のとおり、本件対象保有個人情報について、刑事訴訟法に基づく「訴訟に関する書類」に記録された個人情報に該当し、条例第40条第2項の規定により、適用除外であるとして本件処分を行っている。

イ 条例第40条第2項について

条例第40条第2項は、「条例第2章の規定（個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求）は、法令の規定により、行政機関個人情報保護法第4章の規定を適用しないこととされている保有個人情報については、適用しない」旨を定めており、また、刑事訴訟法第53条の2第2項においては、「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報については、行政機関個人情報保護法第4章の規定は適用しないとされていることから、以下、本件対象保有個人情報の「訴訟に関する書類」該当性について、検討する。

ウ 本件対象保有個人情報の「訴訟に関する書類」該当性

刑事訴訟法第53条の2が「訴訟に関する書類」につき法の規定の適用を除外した趣旨は、これらの書類が典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれ大きいものであることから、これらの書類の取扱いを刑事訴訟手続等に委ねることとしたものである。

上記の趣旨から、「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」と同様に、書類の性質・内容の如何を問わず、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類をいい、刑事訴訟法第53条の訴訟記録に限られず、不提出記録及び不起訴記録もこれに該当するものと解され、裁判所ないし裁判官の保管する書類に限らず、検察官・弁護士・司法警察員その他の者が保管しているものも含まれると

解するのが相当である。

また、「訴訟に関する書類」には、訴訟記録だけでなく、不起訴記録等の事件記録が全て含まれると解されるところ、これは、当該事件について公訴時効期間が経過しているという事情の有無によって影響を受けるものではない。

本件対象保有個人情報、刑事事件の捜査の過程で作成された文書であることから、本件対象保有個人情報が記録された公文書は、「訴訟に関する書類」に該当すると認められる。

したがって、本件対象保有個人情報を条例第40条第2項の規定により、却下とした実施機関の判断は妥当である。

エ その他主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。